

00	09	03	002	永年保存	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長		副議長		事務局長		副主幹		主査		担当		担当		文書取扱主任

第5回 厚生常任委員会 会議録

開催年月日	平成19年11月21日(水曜日)	開会:15時02分	閉会:17時04分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	山口、荒木、渡辺、酒井、堀、堀田、議長、	事務局	飯沼事務局長
	委員外議員～窪之内、関藤、大谷、三上、田村、山腰、		田湯副主幹
井上、水口	寿崎主任主事		
欠席委員	なし		
説明員	別紙のとおり		
議件	別紙のとおり		
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について、所管から説明を受け、質疑を行い、報告済みとした。		
	(1) 生活保護費の不正請求について		
	2 その他について		
	なし		
	3 次回委員会について		
	11月27日(火)13時30分から		
上記記載のとおり相違ない。 厚生常任委員長 山口清悦 印			

平成19年11月21日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成19年11月21日滝議第125号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしく願います。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしく願います。

記

滝川市長の委任を受けた者

副市長	末 松 静 夫
保健福祉部長	居 林 俊 男
保健福祉部参事	佐々木 邦 義
保健福祉部福祉課主査	越 前 充
保健福祉部福祉課主任主事	伊 吹 竜 也
総務部総務課主幹	沼 本 茂 樹

第5回 厚生常任委員会

H19.11.21(水)15:00～
第一委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《保健福祉部》

（1）生活保護費の不正請求について

（資料）福祉課

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

第6回～11月27日(火) 13:30

○閉 会

第5回 厚生常任委員会

H19. 11. 21(水) 15:00～
第一委員会室

開 会 15:02

委員動静報告

委員 長

全員出席。議長出席。

委員外議員～窪之内、関藤、大谷、三上、田村、山腰、井上、水口
読売新聞、毎日新聞、空知新聞社、NHK、HBC、HTB、STVの傍聴を
許可。

委員 長

昨日の常任委員会から新たな動きがあったので説明を求める。

1 所管からの報告事項について

(1) 生活保護費の不正請求について

副市 長

冒頭私から話をさせていただく。19日と本日の詐欺事件による逮捕に対し制度
を悪用されたことはまことに遺憾である。生活保護法の規定による保護の決定、
実施に関する事務の全部が福祉事務所長にあるとはいえ、監督する立場にある
者として起きたこと自体が問題だと受けとめており、ここに深くおわびする。
また市のチェックに甘さがなかったのか、もっと早くとめることができなかつ
たのか、しっかりと検証したいと思う。以降経過について福祉事務所長から説
明する。

居林部長

本日7時45分、片倉ひとみの夫、片倉勝彦が逮捕された。逮捕容疑については
先般話をした詐欺事件の共犯者であり、逮捕された者は4名である。手元に配
ってある被害の概要、事件の概要については昨日の資料に片倉勝彦を加えたも
のである。今後この4名の逮捕により事件の全貌が明らかになると思われるが、
このような不正が行われたことは滝川市の福祉事務所として大変遺憾であり、
このような詐欺事件を早期に見抜くことができず、多くの皆さんに迷惑、心配
をかけまことに申しわけなく思っている。深くおわびする。

(別紙資料に基づき説明する。)

委員 長

説明が終わった。質疑はあるか。

酒 井

資料の見方について伺う。上の段に医療扶助、移送費が書かれているが、下に
書いてある通院移送費の数字と比べると合わないようだが説明願う。

委員 長

先ほど締め日の関係だと説明があった。

酒 井

失礼した。では中身について質疑したい。今回夫の勝彦氏が逮捕に至ったが、
被害額を全部足すと2億円強の金額になる。市の対応として最初におわびをし
たものの、市としての責任についてはいまだに示されていないのは非常に問題
がある。そうした中でいくつか申し上げたい。昨日の委員会ではだまされてい
た、実施機関として遺憾に思う、非があるわけではない、反省点として訪問回
数などをもっとふやしておけばよかったという物言いだった。今回市側の対応
に瑕疵があったと思われるが、その点について副市長として事件が起きたこと
自体のおわびなのか、滝川市としての対応として幾ばくかの問題があったこと
についてなのか確認したい。

副市 長

支給額と被害額が幾らになるかは警察の捜査の推移を見ないといけない。生活
保護費については委任事務であることから国、道を含めた関係機関の指導、相
談が出てくると思う。さまざまな中で検証していかなければならない。どこに
問題点や瑕疵があったのか、制度上チェックとしてどこを付加しておけばよか

酒 井 ったのか、さまざまな観点で検証してからの責任だと思う。ご理解願いたい。ひとみ氏は1件 25 万円の定額制で、その算出方法については介助費なども含まれていると答弁があった。勝彦氏も定額制だったのか。

居林部長 勝彦氏は再転入した折、既にストレッチャーが必要だった。同じ会社の介護タクシーで滝川市へ移送したとき、札幌市で 20 万円の支払いがあったことからそれをベースに1回 20 万円の移送を開始した。

酒 井 18 年 12 月の資料の数字を見ると夫の移送費は 1,335 万円となっている。30 日で割り返すと 44 万 5,000 円であり、とても1回 20 万円、25 万円の金額ではないように思える。例えば特別料金などで 40 万円、50 万円、それ以上の金額になることがあったのか。もしあれば示していただきたい。またそれを承知していたのか。

居林部長 当初8時間の貸し切りで 20 万円だった。その場合は1カ所の通院だったが、2カ所以上については5万円の加算額といった話もあった。その後札幌市からタクシーを運行する場合については1度迎えに来て札幌の病院に行き、滝川に連れてきてまた戻るという2往復だったので単価を上げてほしいと申し出があった。基本金額については8時間貸し切りで 25 万円を認めてしまった経過がある。ただ介助員やドライバー派遣料についてもその中には加わっているということだった。また病状によっては、札幌から戻り夜間にまた具合が悪くなって札幌に行くという移送の実態があったことからそのような請求金額になった。

酒 井 単価を上げてほしいと申し出があったのは現在逮捕されたタクシー会社ということでよいか。

居林部長 当然移送しているのはタクシー会社なので、本人ではなくタクシー会社からの申し入れである。

酒 井 タクシーについて確認しておきたいことがある。昨日の委員会ではストレッチャータクシーには介助員がついており、見積もり等を取らずにホームページ等で金額を確認したと説明があったが、実際にどのようなタクシーなのか知っていたのか。中は非常にゆったりとしていて、ベッド、冷蔵庫、テレビも完備されている豪華な仕様。それ以外に酸素も備えられていたと聞いている。そこまで備えられていなくても在宅酸素療法を行っている方は酸素を持ち込んでストレッチャーを使うことは可能だと思う。そうした必要以上の豪華なタクシーを使っていたことを知っていたのか。

越前主査 タクシーについては中に乗って確認したことはあるが、そこでテレビや冷蔵庫は確認していない。

酒 井 本人がそのように話していただけて私も本当に確認したわけではないが、ストレッチャーをガチャンと積み込むような介護タクシーではないことは明らかである。病状によって夜間に利用されたと言われたが、普通の病院に通っている方なら救急などで利用する以外、夜間は開いていない。夜間の利用があったのであれば、本当に通院したかどうか非常に疑義が残る。このことについて確認したか。

居林部長 昨日も話したが、通院をすると医療機関で通院証明が出される。夜間においても医療機関の証明があったので私どもとしては支出をしていた。

酒 井 25 万円の積算について札幌から滝川に迎えに来てまた札幌まで行き、病院を幾つか転々と回って滝川に戻ってくる。それで約 25 万円になるというのが説明だったと思うが、実際はそういった利用ではないと聞いている。滝川から札幌

に行った際、自分が通っている理容店に行き1時間以上過ごした後に、札幌市内のデパートで数時間買い物にも出かけていた。その後札幌市内の病院に行きすすきので飲んでから滝川に帰るために、深夜料金もかかっていたと聞いている。8時間貸し切りについては通院実績だけ見れば確かに病院にかかっているが、普通病院にかかるのに8時間もかからない。どう考えても滝川札幌間、高速を使えば1時間で行けるし一般道を使っても2時間で行けるので、8時間丸々使うのは考えづらい。こうした不適切な利用があったことを知っていたか。

居林部長 タクシー会社の移送に関して6月より運行票をつけている。その運行票に基づいた経路を運行したとして支出をしていた。いま酒井委員の話にあったような事実については知らない。

酒 井 目的外の利用をされるのは本当にとんでもないこと。一般の保護者の方が滝川市立病院に通院していると仮定をするならば、スーパーなどへ買い物に行き理容店で散髪をすることが果たして可能なのか。

居林部長 あくまでも移送費は通院のための移送費なので、そういったことは今までもないし、こういうことを許して移送費を支出しているわけではない。

酒 井 では金額について伺う。夫の移送費は平成18年12月が1番高いが、1,335万円を30日で割り返すと45万円程度の金額になる。1日で1番かかった金額を示してほしい。

居林部長 請求書には当然日ごとの額が出ているが、すべての請求書の写しは持ってきていないので答えられない。後ほど資料要求であれば可能である。

酒 井 昨日も言ったとおり移送費とは最小限度の実費であり、手段は最も経済的にやむを得ない場合に限られる。ストレッチャータクシーの利用が正しいのかどうか非常に疑問に思うが、現在もこうした高額なタクシーを利用されたことについて全く問題がなかったと思っているのか。

居林部長 ストレッチャータクシーの利用については札幌市で生活保護を受けていた時点で認められたもの。私どもが金額の根拠にしたのは、滝川市に転入をした際、札幌市の病院へ行くのに札幌市で使っていたタクシー会社を使いたいと申し入れがあった。札幌市に在住の折にストレッチャータクシーで滝川まで移送したケースがあり、札幌市では移送費20万円をそのタクシー会社に支払った経過があった。同様の状況で滝川から札幌だったので20万円を認めることとした。またこのタクシー会社についてはホームページを開設しており、運輸局できちんと認定された会社と承知していたので、札幌市と同様の扱いをした。

酒 井 一般常識から言えば1回5万円を介助員をつけたとしても6万円程度でできるものを、なぜ8時間貸し切りにして25万円を支払わなければならなかったのか。しかも深夜料金の請求を許していたのは全く理解に苦しむ。滝川市もこのことを正当化し続けるのは本当に納得がいかない。滝川からの転院の問題については昨日の質疑の中で、本人の申し出で病状がよくならないため札幌に転院をしてその後本人が住み慣れた滝川市へ戻ってきたと説明があった。滝川市の病院で病状がよくなれないということをどのように確認したのか。

越前主査 平成17年5月に滝川市から札幌市へ転出している。このとき滝川市で通院をしていたが、高度な医療を受けたいと札幌市へ転出した。札幌市で医療を受けていたが、やはり生活上なかなかなじめないということで滝川市へ再転入をしている。

酒 井 日本共産党の調査では滝川市で病状がよくなれない。片倉勝彦氏は滝川市立病院の医師と非常に折り合いが悪く、自分の要求が満たされないため札幌市の病

院へ移ったが、移ったところでもやはり折り合わずさらに別の病院に移った。病院を転々とした結果、ストレッチャータクシーを認めるなど自分の言い分がすべて認められるような医師の判断が出る病院があったということだ。それは間違いなのか。

越前主査 通院している病院についてはこちらでも病状把握をしている。その医師の判断が正しいとしてストレッチャータクシーを認めているので間違っているという認識はない。

酒 井 一般的な病院では車いすであり、タクシー利用を必要と判断をしてもストレッチャータクシーでなければいけないと意見を付すところはなかった。いくつかの病院を回った結果、言い分が認められる病院にたどり着き、札幌の病院に転院したのが1つの原因だと思う。質疑の内容は変わるが、生活保護法の19条に都道府県知事、市長に対する実施機関としての説明がある。そこには知事、市長に対して保護を決定し実施しなければならない、実施機関としての責任、それと同時に権限をある程度福祉事務所に委任をすることについても明記されている。当然委任する側が任命責任や実施する責任を果たさなければならないと思う。今回副市長が出席しているので何うが、2月に監査事務局が調査を行っており、そこで非常に金額が高く異常に思えたため独自の調査を行い5月に副市長に報告したと聞いている。金額の異常のみならず請求先についても複数の個人口座や10種類以上にわたる印影があるなど到底まともな会社では考えられないような請求の仕方がされていたと。このとき副市長はどのように対応したのか。またその状況についてどのように考えたのか何う。

副市長 監査委員からは市長部局にも関することで事は大きいとの説明があった。5月22日だと記憶をしている。私もそのときに時系列や金額の多さを見てこれは制度上どうなのか確認をした。制度上は問題がないということだが、一般常識論からして考えられないので直ちに我々がとり得る調査権を駆使してあらゆることを調査してほしい、訪問回数をふやしてほしい、弁護士にも相談してほしいと話した。監査委員からも手法はないのかとさまざま投げかけられた。例えばタクシー会社が申告をする内容と売り上げの内容が同じかどうかなどの調査はできないのか、陸運局に関して調査はできないのか、我々がとり得る調査権を全部駆使してやってほしいと。私としても一般常識上考えてもどうしても摩訶不思議であり、何かあると大変なことになると思い複数回の打ち合わせや指示、道に相談をする中で把握をした。しかしこれ以上私どもの調査権としては限界を感じたので警察に相談するよう指示をした。

酒 井 副市長が最初に知ったのは5月22日でよいか。

副市長 5月22日だったことは確認している。

酒 井 この件に関して市長に対して報告をしていると思うが、いつどのように報告したのか。

居林部長 今年の9月7日に、片倉勝彦とひとみの移送費の内容、支出している状況、道や弁護士に相談をした結果、医師の診断等について話した。

酒 井 9月7日に報告したと公的に明らかになったわけだが、監査は2月の時点からおかしいと言っており、5月22日に副市長へ報告したとすれば直ちに市長へ報告する義務があったのではないかと。それが実施機関としての責務ではないかと思う。9月7日の報告は副市長からではなく福祉事務所からの報告だと思うが、副市長からは5月22日以降には報告をしなかったのか。

副市長 私の記憶としては22日に報告を受け、翌日か翌々日くらいにこういう監査があ

暴力団構成員ではないが、現在も暴力団とのつながりが非常に深いと聞いている。先ほどの制度上で言えば暴力団をやめて5年たったら元暴力団という言い方をせず恐らく一般人なのだろうが、当然しっかりと対応しなければならない問題だったと思う。訪問回数は月1回、会えるのは子供で、親は病院に行っている。その訪問すらまともにされているのか疑わしいと思う。勝彦氏についても同様の訪問状況だったのか。暴力団関係の対策委員会で組織として対応する必要があったのではないか。対策委員会とは全く連絡をとっていなかったのか。

越前主査

先ほど申し上げたとおり元の経歴については個人情報絡みがあるので明言を避けたいが、一般論として申し上げる。生活歴の中にそういった活動がある、以前あった、破門されたということがあればその方の今の状況を警察に確認している。片倉勝彦氏の訪問回数についてだが、月1回以上訪問する格付世帯は滝川市全体から見てもかなり少ない。ただ片倉勝彦氏については月に複数回訪問をしている。一度や二度ではない。

酒 井

本人に会えなかったのはどの程度だったのか。月の訪問日には当然家にいなければならないのにこの方は特別視されているように思えて仕方がない。どの程度会えなかったのか。

越前主査

滝川市の保護担当では訪問日を定めていない。なぜかという訪問日を定めた場合、もし何かしていれば逆に隠されることもあるのですべて抜き打ちで行っている。担当でケース台帳をつけているが、留守の場合は台帳に載せていない。実際に会えた日や事務所内で面談をした日は載せている。ただ保護担当ではなくほかの部局に用事があって市役所で見かけた場合、当然声をかける。そういう場合も台帳には載せていない。何度行って何度会えたかは記録にないが、警察に相談したころから子供たちから話を聞くことがふえた。

酒 井
委員長

片倉勝彦氏と妻に会えた日を資料として出してほしい。
次回でよいか。

酒 井
居林部長

よい。

酒 井

次回18年4月から現在までの会えた回数を提出する。

昨日嘱託医の意見書について伺ったが、滝川市の嘱託医の院長に金額と回数を伝えずに意見を求めたとあった。本来は主治医から出されたものだけを見せて嘱託医に意見を求めるのは異常だと思う。その考えについて伺う。

越前主査

金額について伝えた記憶はない。毎日のように通院をして回数はこれくらいだという話はしている。

酒 井

その際に札幌にストレッチャータクシーで毎日のように通院していると説明したのか。

越前主査

給付可否意見書にこういう病気でこういうタクシーで行くと明記されている。それと同時に毎日札幌に通う話はしている。

酒 井

院長は非常に忙しい。嘱託医を兼務していること自体が問題ではないのか。ストレッチャータクシーといっても非常に立派な介護タクシーであり、金額的にも非常に多額のものである。そうした詳細について嘱託医に意見を求めればおかしいという意見が出るのが当然である。通院回数とストレッチャータクシー利用についてだけであれば難病などで札幌に通わなければならない重篤な患者だと判断をするのは書類上仕方がないと思う。金額を伝えずに意見を求めることはどう考えても理解を得られないと思う。最後だが、本日北海道の特別監査があったと聞いている。そうなのか。

居林部長 はい。

酒 井 内容についてどのようなものなのか詳細に説明願う。

佐々木参事 昨日道から片倉の件について特別監査を実施したいと連絡があり、担当職員2名が現在滝川に来てすべての書類について審査しているところである。

酒 井 監査は終了したのか。

佐々木参事 この委員会開始の時点ではまだ監査は終了していなかった。

酒 井 当然この委員会でも冒頭に報告されるべきだと思う。道も一般監査で滝川市からこうしたケースがあると相談を持ちかけられた際に、法的には問題がなく逆に不服申し立てをされたら負けると言っていることから道の責任も重大だと思っている。いずれにしても本日の委員会で金額が明らかになり、二人合わせて2億3,321万円の移送費が使われた。こうした金額は滝川市だけが負担する金額ではなく国も負担している金額だが、一体だれが返さなければならないのか。だれが負担すべき問題なのか。滝川市民に覆いかぶせる問題なのか。市民にとっても問題になると思う。今後の捜査の進みぐあいにもよるが、損害賠償で請求を行ったとしても2億円のうちわずか1,000万円しか戻らなかった場合、市民にどう説明するのか。滝川市に問題があったとすればおわび申し上げ、起きたこと自体におわびを申し上げるだけでは決して済まされない重大問題だと思う。これからもこの問題についてしっかりと調査する必要がある。質疑を終わる。

委員 長 他に質疑はあるか。

渡 辺 タクシー料金についてだが、きのう妻は18年度2,200万円、19年度5,000万円と発表された。その金額ときょう出された資料の金額についてどこがどうなのか明確に説明願う。

居林部長 きょう示した平成18年度通院移送費、下段の妻の移送費は合計で2,200万円。19年度通院移送費の5,300万円については、昨日5,000万円と申し上げたが、きちんと積算をして5,300万円となった。

渡 辺 夫婦でストレッチャータクシーを必要としているので、きょうは病名を明らかにしてほしい。きのうは夫の逮捕の関係で発表しなかったが、きょうは発表してほしい。

委員 長 病名を発表できないのは、捜査上ではなく個人情報だからである。

渡 辺 きょうは両方逮捕となっているので、同じ病気なのか違う病気なのかくらいは発表してほしい。

居林部長 妻と夫は同じ病気ではない。

渡 辺 妻と夫の移送費は別になっているが、同時に乗ることはなかったのか。

越前主査 ストレッチャータクシーにストレッチャーは2台入らないので同時通院はできない。

渡 辺 責任問題についてだが、昨日からいろいろな電話が私たちにも入るので大変である。150万円の不正請求で逮捕になったが、理論的には1億9,850万円のほうが市民はすごく問題にしており、怒っている。北海道も滝川市も本当に適正な執行だと市民に言えるのか。きょうは副市長もいるので見解を伺う。
（「質問者に内容をよく説明してあげないとこれでは答弁できない。」という声あり）

委員 長 答弁できる範囲で願います。

副市長 移送費についての総額、支払った金額をそれぞれ示した中で、立件がどのようにされていくのか。現実に移送費制度そのものはしてはいけないものではない

と認識をしているので、移送費の中の正当性のあるものはどこなのか、架空、虚偽で被害を受けたのはいくらなのか。これは警察の捜査当局にゆだねなければならぬ。道の監査や市が制度上の問題でチェックの緩いところがあるのかも含め、指導があると思う。さまざまな検証の中から次に責任ということが出てくると認識をしている。

渡 辺 最後に決算について伺う。市も監査も議会も 18 年度の決算にかかわった。決算委員会では款、項、目について部長が特別なところを説明することになっており、その後私たちが質疑するが、その折これについては説明がなかったと思う。

居林部長 決算委員会においては 50 万円以上の不用額があった場合、その理由について説明をしている。いま数字を持ち合わせてはいないが、そういう状況ではなかったと思う。

渡 辺 決算委員会では不用額 50 万円以上の説明だけで、逆な場合は説明しないのか。そういう制度と認識してよいか。

委員 長 決算委員会において 50 万円以上の不用額があった場合に説明を行うというのは事前に打ち合わせをしており、例年やっている。それ以外のことに関しては私たち議員も独自に調査をして何かおかしいことがあればその場で正すのが本当ではないか。説明を待っていて説明がなかったからどうなのだという事にはならない。一応所管としてはルールにのっとった説明をしている。

渡 辺 市民にすれば、議員は一体どうやって審議をしたのかと思われる。異常なことは部長から議員に説明があってもいいと思うが、50 万円以上の不用額の説明だけしかないということで確認してよいか。

委員 長 これからも今までのルールにのっとってやるようにするのか。それとも今後は特に何かあったときも説明するようにするのか。決算委員会の進め方にかかわってくる。

(決算委員会の進め方について数人の声あり)

渡 辺 2 月の段階で監査委員に指摘をされているので異常な支出についての説明はあってもいいのではないかと。

居林部長 監査委員が調査を始めたのは 2 月であり、5 月の段階でもう少し調査をしたほうがいいとの話があった。決算委員会のときはルールに基づいて 50 万円以上の不用額を申し上げており、その時点で事件の発覚はなかった。疑義のあることをその都度申し上げるべきなのか、ルールについては私どもで判断しかねる。理解願いたい。

渡 辺 そういう感覚だからこういうことが起きたと思う。議会は何をやっているのかと必ず市民から言われる。

委員 長 他に質疑はあるか。

堀 この問題は詐取しようと思われて発生した事件なので、職員の方も大変だったと思うが、金額だけで判断するとなぜ一般常識でもっと早く対処できなかったのと思うのが本当の市民感情だと思う。副市長の答弁ではできる限りの調査をやりなさいと話されていたが、この金額を見て 2 カ月か 3 カ月たった段階で、外部機関の調査や実際に自宅からストレッチャータクシーに乗っているのか調査をしていればもっと早く発見できたと思うが、その辺について伺う。

居林部長 当時警察には捜査の相談をしていたので外部機関の調査は考えなかった。警察も通院状況について確認できるまでに若干時間を要したこともあるが、外部機関の調査については念頭になかった。

堀 今後のこともあるのでぜひ異常な場合については部長に職権を与えるなり、制度をうまく活用できるように委譲したらいいと思う。通常生活保護を受けている方は本当に大変な思いをしている。今申請をしている方もいると思うが、非常に申請に至るまでは厳しい条件があり、なかなか一筋縄ではいかないと私も議員になって認識している。9月の定例会でも生活保護を受けている方で不正受給をしている方がいるのではないかという声があったので質疑した。本当に苦しんでいる人には保護をしてこういう問題がある方についてはしっかりと調査をしてほしい。市も大変だろうと思うが、仕事をしていただき住みやすい滝川にしていきたい。

委員長 他に質疑はあるか。

副委員長 期間的なものだけ確認したい。平成17年8月から札幌市においてストレッチャータクシーに移行したとの説明だが、昨日は6月だったと思う。何月から札幌市でストレッチャータクシーの移送費が発生したのか。

越前主査 ストレッチャータクシーを使ったのは平成17年8月、札幌である。18年の6月というのは片倉勝彦氏が今まで以上に頻繁に札幌市に通うようになった時期である。

副委員長 札幌市における移送費の実績は17年8月から18年3月の8カ月間ととらえていいか。

越前主査 札幌市でストレッチャータクシーを使ったのは17年8月から滝川市に転入するまでの18年3月までである。

委員長 他に質疑はあるか。(なし)

委員長 それでは委員外議員の方、質疑はあるか。

関藤委員外議員 きこのうの質疑で納得がいかなかったのもう一度聞きたい。実際に入金した口座の数はいくつあるのか。

越前主査 こちらから入金した口座は1口座である。

関藤委員外議員 その口座は個人名義か。

居林部長 請求書は会社名、代表取締役の氏名も記載されている。振り込んでほしいと言われた口座が会社の代表者の個人口座だということは後でわかった。法人の仕事なのでタクシー会社にその法人口座がないか確認をしたところ、この口座を使っているということでそこに振り込み続けた。

関藤委員外議員 私も委託業務を受けているが、通常振り込みをする場合、その会社の法人の印鑑証明、法人の印鑑、通帳照合したものを提出し、法人口座に間違いがないと確認がとれて、初めて請求書を出し行政から民間企業に振り込んでいただくという手順になる。それをしていなかったということか。

居林部長 所管である会計課に個人口座に振り込む是非について問い合わせた。個人に振り込む場合も当然あるので法人の印鑑証明の照合などは行っていないとのことだった。

関藤委員外議員 私の個人的な経験から言えば、月に莫大な金額を振り込むのに法人の証明もない口座へそのまま振り込むだろうか。

居林部長 あり得る。このとき口座申入書を会社からとっている。銀行名、口座名義人、口座番号などの申し入れがあり、そこに振り込むといった会計処理である。

関藤委員外議員 お金の扱い方について甘いのではないか。例えば私が何々会社代表取締役と口座をつくり請求書をつくれればできてしまう。登記しているわけでもないのだからあくまでも個人口座になる。通常法人であれば登記簿謄本や印鑑証明も提出し委託料を受ける。そこら辺を今後気をつけたほうがいいと思う。

委員長
井上委員外議員

他に質疑はあるか。

- ① 事務的に瑕疵がないと言っているが、市民の理解を得られる範囲の問題ではないので委員会をこれほどやっている。先ほどから話を聞いていると背景的に通常の人ではないと思われる。今までの中で担当がおどされていた、強圧的に来られたという認識がどの程度あるのか。
- ② 手続きなどで滝川市に瑕疵があったら国からの国庫支出金等の返還はどのようなになるのか。
- ③ この件について居林所長が道と相談したとき、道は書類的に瑕疵がないから認めざるを得ないのではないかと判断をしたと言うが、きょうの新聞には支給継続の判断は市が行うが、道は発言を認めた上で当時の判断が正しかったかどうかはわからないと書いている。これは大変なことだと思う。道もおかしいと思う。きょう特別監査を受けているということだが、19年1月にそういう判断を下した人が来ているのか。指導機関である道の指導を受けてやったのはよかった。もし指導を受けていなければ大変なことである。その辺の関係についてどうなっているのか。
- ④ 今後の捜査にもよるが、警察との関係はどのように進んでいくのか。病院を転々として最後に自分の言い分を認めてくれる病院に落ち着いたと酒井委員が話していたが、それであればその病院が問題になってくるし、その主治医の判断を認めたのは滝川市立病院である。個人情報の関係で主治医を公表できないのか。事件性があって公表されるかもしれないが、一般的には公表されないのか。
- ⑤ 今年1月に道の監査、2月に市の監査が指摘したが、去年の3月までで1億900万円であり、大変なことである。これだけの間そのままにしておいたことを指摘されると思う。人手が足りなかったから云々とはならない。その辺の判断をいつするのか。傷口を広げていくことになる。
- ⑥ 酒井委員の公的な場所での発言で気になったことがある。副市長は片倉さんと会っているような意味を含んでいたようなので、このことはきちんと副市長に答弁をさせないといけない。

(「さっきないと言った」の声あり)

- ⑦ これから再発防止の関係についてはきちんと対応しなければならない。その辺の考え方を伺う。

越前主査
居林部長

- ① 保護担当としてはおどされた覚えは一切ない。
- ② 今被害額については150万円としているが、今後の捜査により額が多くなることが予想される。滝川市において瑕疵があった場合、これは今後の捜査にゆだねるが、国庫の返還がどうなるかはきちんと道や国とも協議をして対応する必要があるだろうと思っている。
- ③ 道の担当者だが、人事異動で現在の担当者は変わっている。
- ④ これからどのように進むかは、警察から求められたものについては今後も書類提出や話をしていこうと考えている。今回の事件について全貌を明らかにしていただき、その折に私どもで改善点やどこに落ち度があったかをきちんと検証していきたいと思う。
- ⑦ これからの再発防止について現在考えられることは、頻繁に訪問回数をふやすことなど生活状況の把握をきちんとしなければならない。そして診断とはいえ医師に確認していくことが必要だろうと思う。忙しい嘱託医に詳しく病状を話すのは確かに難しい状況にあるが、こちらで特異なケースとして判断をし

て嘱託医と相談をしていくことも必要だし、先ほど関藤議員からも話があった口座についても、法人の場合は印鑑証明をとったりすることで事件の再発防止になると思う。この制度では移送費の上限がない。やはり上限を設けるべきで、そういったことについては制度の抜け道みたいところをこのように悪用されるのは生活保護行政にとって非常によくないことだと思っている。制度改正までいくのかどうかはわからないが、そういった中身についても道や国と話をしていきたい。

井上委員外議員 ④ 私どもは病院名や病名などを皆さんにお示しすべきと思っている。丸山先生にも相談をした。最近個人情報と思わぬところから明らかになることによって波及効果もあるので、出さないことが基本だとサジェスションをいただいた。この見解について不明な点があれば先生のところに来てもらってもいいという話をいただき、今回病院名や病名を伏せていただいた。申しわけない。今になって道が特別監査ということだが、担当がいなくなったという問題ではないので、道の判断に基づいたことをきちんと押しつけないと大変なことになる。

委員長 他に質疑はあるか。
田村委員外議員 確認をしておきたい。何回も訪問したというが、ここに本人に会った方はいるか。

(越前主査が手を挙げる)

田村委員外議員 部長も副市長も本人に会っていないのか。本人の個人情報はまずいかもしれないが、破門になっている。会った方はわかっていると思うが、破門のしきりもちゃんと守って一般人になっている。言いたいことはたくさんある。監査の話だが、実は私が監査をやっていたときからのことである。この話は去年からの話で八幡監査委員にも局長にもおかしい、病院を調べないとだめだといろいろと情報提供をしていた。部長にも去年くらいに言ったことがある。それに対してそうかと聞くくらいだったはずである。副市長も知っていると思うが実はそのときに市長にも言っていた。もっと詳しいのは病院事務部長と前の保健福祉部長であり、この問題は以前からずっと続いている。今いる方はそれらを引き継いでいるのか。

居林部長 この件について前任者の部長からは引き継いでいない。

田村委員外議員 滝川市は自殺問題などいろいろあり、そのときも思ったが、みんな保守に回ってしまう。おっかないところに入って行かない。実はこの方は私のところに何回か電話をくれたことがある。用事があるならお前が出て来いと言ってやった。前議会事務局長がよく取り次いでくれた。そういう中で残念ながら市長も副市長も会っていないのが、この問題の解決を遅らせていると思う。18年から問題が起きているならば病院事務部長にもこの問題をいつから知っているか聞くべきだし、警察との連携も絶対にしなければならない。私は一般質問でそういう問題があったら言うべくと、私は裏情報に詳しいと断言をしているのだから、こういう問題は隠さないでどんどん言ってみんな解決をしなければだめだと思う。相手が相手だから一人で背負うのは大変なことであつ病にもなる。今この委員会をやっていて個人情報だから話せないということならやることはない。みんなわからないままだやむやになってしまう。個人病院も捜査の対象になっているのでそういうことも発言をしてやらないと、こんな遅くまでやっても解決ができないのであれば議員みんなのストレスがたまる。個人情報は秘密会でやればできるのかもしれないが、やはりある程度内情を知らない

と空回りなる。渡辺委員のようにどんどん電話がきても答えられなくなってしまふ。こういうことも十二分に考えて個人情報に当たらない程度にやってほしい。警察と連絡をとったのは19年6月1日だが、その前からこの問題で警察は来ていたはずである。どうしてそれを言わないのか。

越前主査

警察との連携は密にやっている。私と担当警官は携帯番号の交換もしている。そういった中で6月1日に正式に依頼し、警察からも文書を出していただきたいと話があった。それ以前、監査の指摘があったときから病院への密な病状把握はいろいろやっていたが、当然私たちも生活保護制度上での限界が出てくる。その中で1月監査のときに生活保護制度上どうなのか、もう一度確認をさせていただき、そこで生活保護制度上は問題がないと話をお願いした。問題はないと言われても一般常識ではどうなのかと疑問に思い、その中でできる範囲の調査や確認をした。警察の方々と雑談ではあるが、細かい中身やこの方は今どういう状況なのか、暴力団なのかそうではないのかなどいろいろと話をしている。そして6月に入り正式に警察との連携を取った。

田村委員外議員

最後に確認する。おどされたりしたことはないとのことだが、会ってそうかと話を聞く人ではない。お前ら何しに来たのだと強く言われていると思うが、そういったことはなかったのか。

越前主査

性格はかなり荒っぽいのが、生活保護のスタンスとしてはできるものはできる。できないものはできないと言っている。当然相手の要求をすべて満たすことはできない。いろいろと要求はあるが、できないと言うとやはり性格上恫喝ととるかからないかは別として、この場で適切な発言かどうかはわからないが、喧嘩になることもある。ただそこで相手も一生懸命に話せばわからない方ではないので、家に行って話したり市役所に来たりして何回も話している。今現在私のところに来るときは怒ることのない状態で話ができるようになった。

委員長

他に質疑はあるか。

山腰委員外議員

きのうの厚生常任委員会に部長も出席しあいさつしたが、なぜきのう謝罪をしなかったのか。

居林部長

この事件について片倉ひとみが先に逮捕されると予想していなかった。片倉勝彦氏のことが明らかになれば、きのうの委員会で私たちが申し上げられなかったことも申し上げられるということで、きょう話をしたところである。いろいろな形で瑕疵があるかどうかは今後になると思うが、こういった形で詐欺事件が起こされたことは私ども福祉事務所にとっても何らかの落ち度があったのではないかと思っている。また見落とし部分や見過ごした部分もあろうかと思っている。きのうは反省点という言い方をしたが、きょうはそれらを皆さんの前できちんと話をしたいと思い、こういった事件で市民の皆さんに心配をかけたことについても謝罪をしたところである。

山腰委員外議員

非常に残念である。きょうの謝罪はきのうするべきだったと思う。あなた方に瑕疵があろうとなかろうといずれにしても滝川市民の税金を使っている。正当に支払うべきものはいいかもしれないが、もう既に150万円が発覚しており、書類上は全部適正だとしてもこれからまだ金額がふえる実態はわかっている。結論的に言えば、扶助費の制度にも問題がある。利口な人が悪用した。悪く言えばあなた方も加担した。そう見られても仕方がない金額である。こんなことをだれが許すのか。適正と考えるのか。特殊なケースであり、全国でもこんなことはあまりないと思う。国だって見直しをかけているので制度改正をしてもらわなければならない。それを扱うあなた方が適正にやっていた、結果的には

こうなったと言っても、やはり素直に謝罪しないと市民は許さないと思う。いつも役人は正しいというのはとんでもない話である。もう少し謙虚にならなければならないと思う。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)

(1)について報告済みとする。

2 その他について

委員長

何かあるか。(なし)

3 次回委員会の日程について

委員長

次回は予定どおり 11月27日 13時30分から開催する。

以上で第5回厚生常任委員会を閉会する。

閉会 17:04